

大館市農業委員会総会議事録

令和5年3月10日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和 5 年 3 月 10 日（金）午後 3 時 10 分 開会			
	場 所	比内総合支所 3 階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（19名）					
1 番	渡邊 久留美	8 番	高坂 千悦	15 番	糸屋 由衛門
2 番	石山 元一	9 番	藤盛 久登	16 番	菅原 和久
3 番	阿部 重信	10 番	菅原 一成	17 番	虻川 マキ子
4 番	斎藤 重春	11 番	小畑 美恵子	18 番	安部 幸美
5 番	小林 大樹	12 番	富樫 英悦	19 番	渡邊 久雄
6 番	小畑 純市	13 番	畠山 繁司		
7 番	伊藤 昇	14 番	浅利 瑞穂		
3. 欠席委員の氏名（0名）					
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名		局 長	鳥潟 克次		
		次 長	宮崎 直人		
		係 長	佐々木信成		
6. 議事録署名委員	12 番	富樫 英悦	14 番	浅利 瑞穂	
7. 書記	佐々木 信成				

報 告 ・ 議 案

報告第 5 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
報告第 6 号	農用地利用配分計画(農地中間管理機構分)の認可について
報告第 7 号	農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地取得「下限面積」の廃止について
議案第 15 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 16 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 17 号	農地転用事業計画変更承認申請書の送付について
議案第 18 号	農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)
議案第 19 号	農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)

局長

定刻の時間を過ぎておりますが、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

糸屋会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 19 名の出席であります。よって、定足数に達しており、会議は成立していることを宣言申し上げます。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 12 番 富樫英悦 委員、議席番号 14 番 浅利瑞穂 委員にお願いします。

議長

それでは、会議に入ります。業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

局長

- ・業務報告（2 月総会～3 月総会）について
- ・報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
- ・報告第 6 号 農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可について
- ・報告第 7 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地取得「下限面積」の廃止について

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

19 番（渡邊久雄 委員）

19 番の渡邊久雄です。

報告第 6 号の中のNo.1 2 の法人はどのような会社なのかお聞かせ願いたい。

事務局

この法人は土建会社であります、浦山地区のほ場整備事業で一般法人として参入している会社であります。

議長

暫時休憩します。

～休 憩～

議長

再開します。

他に何かありますか。

他にないようですので、承認するものといたします。

議長

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 15 号『農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

13 ページをお開き願います。

議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 5 年 3 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

14 ページをお開き願います。

内訳は、14 ページから 16 ページのNo.9～14 の 6 件で、地目は田が 10,413 m²、畑で 37,034 m²、面積合計は 47,447 m²であります。

譲受の事由は、No.9、10、12～14 は「経営拡張」、No.11 は「新規就農」です。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書に記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号（第 1 号～第 7 号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 15 号 No.9～14 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

8 番（高坂千悦 委員）

8 番の高坂千悦です。

No.11 の法人は、何を植えるのですか。

事務局

この法人は、そばを植えると聞いております。

6 番（小畑純市 委員）

6 番の小畑純市です。

この法人は市外の会社だが、支店とか作って耕作するのか。

事務局

耕作者はこちらの人を採用するそうです。

近い将来に営農型太陽光発電をやる予定です。

議長

他にないようですので、議案第 15 号 No.9～14 について、原案のとおり決まらしてご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 16 号『農地法第 5 条の規定による所有者移転許可申請書の送付について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

17 ページをお開き願います。

説明の前に訂正をお願いします。21 ページの図面吹き出しで、一体利用する宅地で「る」がぬけていましたので追加願います。

議案第 16 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和 5 年 3 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

18 ページをお開き願います。

内訳は、No.6、7 の 2 件で、地目は田で 437.76 m²となります。

No.6 は一般住宅を建築しようとするものです。

No.6 の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は、矢立出張所から約 290m に位置する第 2 種農地で、農地法の運用、第 2 の 1 の (1) のオの (ア) の a の (b) に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.6 の位置図及び配置図は、19、20 ページに記載のとおりであります。

次に、No.7 は住宅敷地を造成しようとするものです。

No.7 の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであります。申請地は、矢立出張所から約290mに位置する第2種農地で、農地法の運用、第2の1の(1)のオの(ア)のaの(b)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.7 の位置図及び配置図は、21、22 ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、No.6、7 の現地調査の結果を議席番号3番の 阿部重信 委員よりご報告願います。

3番（阿部重信 委員）

3番の阿部重信です。

議案第16号について、去る3月3日に 齋藤重春 委員と事務局2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

初めにNo.6についてであります。申請地は19ページの位置図になります。

この場所は、主要地方道白沢田代線を矢立出張所方向へ進み、白沢バス停付近の十字路を右折して、市道白沢線を北東方向へ約240m進んだ左側の農地であり、現地は雪で確認できませんでしたが、聞き取りにより休耕地として管理されているとのことでした。

20ページの配置図にありますように、農地を購入して一般住宅を建築しようとするものです。

転用に当たっては、0.3m盛土をして東側は道路に、南側は側溝に高さを合わせて造成を行い、北側、西側には、緩衝帯を設け、土砂流出を防ぐ計画であります。

雨水排水は自然流下とし、汚水や生活雑排水は、合併浄化槽へ排水することから特に問題は無いものと見てまいりました。

次にNo.7であります。申請地は 21 ページの位置図になります。

この場所は、先に説明した申請地のとなりの農地であり、No.6 と同様、現地は雪で確認できませんでしたが、聞き取りにより休耕地として管理されているとのことでした。

22 ページの配置図にありますように、移住のため土地・建物を購入し令和 4 年 5 月より居住していますが、建物と隣地の幅が約 1.1m と狭い場所に設置されている污水汲み取り作業に支障をきたしているため、敷地を拡張しようとするものです。

転用にあたっては、盛土は行わず整地をして北側には、緩衝帯を設け、土砂流出を防ぐ計画であります。

雨水排水は自然流下、敷地拡張であるため污水や生活雑排水は発生しないため、特に問題は無いものと見てまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、阿部重信 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 16 号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 16 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第 17 号『農地転用事業計画変更承認申請書の送付について』を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

23 ページをお開き願います。

先に、修正をお願いいたします。24 ページの転用計画の中で仮説事務所の説の字を設計の設に修正願います。

議案第 17 号 農地転用事業計画変更承認申請書の送付について

次のとおり、「農地法関係事務処理要領」第 4 の 6 の (3) のオの規定により農地転用事業計画の変更承認申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（承認・不承認）を求める。

令和 5 年 3 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

これは、令和 4 年 3 月 14 日付け指令農委第 5161 号で法第 5 条の一時転用許可をした事案であります。24 ページにありますように農地転用事業計画の変更申請が出されたものであります。

内容は、仮設事務所、資材置場、駐車場という事業計画に変更ありませんが、利用期間を令和 5 年 3 月 31 日までを令和 6 年 3 月 31 日にするものです。

事業変更理由にありますとおり、昨年大雨による災害で下内川が決壊し、本年度に工事契約を締結し今回の事業計画変更となったものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、No.1 の現地調査の結果を議席番号 4 番の 斎藤重春 委員よりご報告願います。

4 番（斎藤重春 委員）

4 番の斎藤重春です。

議案第 17 号について、去る 3 月 3 日に 阿部重信 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

農地転用事業計画の変更の内容は 24 ページとなります。

本申請は、河川工事の現場事務所・資材置場として令和 4 年 3 月 14 日付け指令農委第 5161 号で許可されている一時転用期間を、昨年 8 月の豪雨災害に伴う新たな河川工事の受注により、現在許可を受けている同じ場所を期

間変更して利用するための変更承認申請です

現地は、他の用途で利用されておらず、現場事務所、資材置場として利用しており、事業完了後は、速やかに農地へ復元することから問題ないものを見てまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、斎藤重春 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 17 号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 17 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり承認と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

議長

次に、議案第 18 号『農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

25 ページをお開き願います。

議案第 18 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 5 年 3 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

26 ページをお開き願います。

令和 4 年度農用地利用集積計画（第 11 号）の新規及び再設定に利用権を設定するものが 26 ページから 29 ページに記載されております、

決定依頼の件数は、新規で新 - 668 から新 - 710 までの 43 件と再設定の再 - 391 から再 - 398 までの 8 件で合計件数が 51 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。はじめに新規について、契約期間 1 年が 1 件、2 年が 1 件、3 年が 7 件、4 年が 1 件、5 年が 25 件、6 年が 1 件、10 年が 7 件で、地目は田で 199,669.72 m²、畑で 20,663 m²となり面積が 220,332.72 m²であります。次に再設定について、2 年が 1 件、3 年が 4 件、5 年が 2 件、10 年が 1 件で、地目は田で 51,768 m²、畑で 614 m²となり面積が 52,382 m²となり、新規と再設定の面積合計が 272,714.72 m²となります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認をしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 18 号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、「農業委員が、自分又は同居親族に関する議案の審議に参加できないこと」になっており、対象となる案件について個別に退席して頂いて審議したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長

はじめに議案第 18 号新 - 668 から 702 及び新 - 704 から 710 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 18 号新 - 668 から 702 及び新 - 704 から 710 について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、新-703 を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 6 番 小畑純市 委員は退席願います。

(6 番 小畑純市 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、新-703 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 6 番 小畑純市 委員は入室をお願いします。

(6 番 小畑純市 委員 入室し着席)

議長

つぎに、再-391 から 398 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、再-391 から 398 について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 19 号『農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）』

を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

30 ページをお開き願います。

議案第 19 号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

令和 5 年 3 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

31 ページには、令和 4 年度農用地利用集積計画（第 11 号）のうち所有権を移転するものが記載されております。

所-10 の 1 件で、秋田県農業公社から所有権を移転するもので、地目は田で、面積合計は 16,270 m²となっております。

所有権の移転を受ける者の住所・氏名、移転をする者の住所・氏名、移転する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 19 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 19 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長 ・当面の行事日程について説明する

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

・連絡事項なし

これをもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 4 時 03 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 5 年 3 月 10 日

議 長

議事録署名委員 12 番

議事録署名委員 14 番

農地法第3条調査書

議案第15号 No.9	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市櫃崎字上野道上・・・ほか・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市櫃崎字上宅地・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市櫃崎字上宅地・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 工藤 学	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も引き続き譲受(借)人が営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月4日、富樫英悦 農業委員と虻川久樹 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第15号 No.10		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市白沢字白沢・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市白沢字白沢・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市白沢字白沢・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 工藤 学	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月6日、藤盛久登 農業委員と浅利瑞穂 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第15号 No.11		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市岩瀬字上代野・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市早口字中仕田・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		秋田市土崎港北・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 工藤 学	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)法人は令和5年1月に設立された法人であるが、今後、機械を購入し計画に沿って蕎麦の耕作を行うものであり農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が本市において新規就農する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月6日、石山元一 農業委員と前田主幸 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第15号 No.12	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市岩瀬字黒石・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市岩瀬字羽立・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市岩瀬字越山・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 工藤 学	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も引き続き譲受(借)人が営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月6日、石山元一 農業委員と前田主幸 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第15号 No.13		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市比内町中野字清水川・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字下前田・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市南新明町・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 工藤 学	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人の父親が耕作を行っており、今後は譲受(借)人が営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月6日、渡邊久雄 農業委員と菅原一成 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第15号 No.14	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市比内町八木橋字五輪台・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市比内町八木橋字八木橋・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市比内町八木橋字八木橋・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 工藤 学	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月6日、渡邊久雄 農業委員と菅原一成 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない